

ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約の際には、重要事項等説明書、ご契約のしおりを必ずご確認ください。

[基本給付率等について]

基本給付率は、本保険事業の健全性を確保するため、市場金利および財政状況を考慮し、変更することがあります。なお、基本給付率を変更した場合において、変更前の基本給付率で算出した退職給付金相当額と変更後の基本給付率で算出した退職給付金相当額とに差額が生じる場合には、次の各号のとおり調整します。

- (1) 変更前における退職給付金相当額が変更後の退職給付金相当額を上回る場合は、その差額を退職給付金に加算します。
- (2) 変更前における退職給付金相当額が変更後の退職給付金相当額を下回る場合は、その差額を退職給付金から減算します。

※退職給付金相当額とは、基本給付率変更時に退職したと仮定して算出した退職給付金額とします。なお、基本給付率変更時に、変更時以前に算出した調整する額がある保険契約者の変更時の退職給付金相当額は、退職給付金相当額と変更時以前に算出した調整する額の合計とします。

[解約払戻金について]

ご契約を解約される場合は、郵政福祉地方本部までご連絡ください。保険料払込期間中にご契約を解約される場合は、保険料払込期間の月数により右表の割合で算出した額を解約払戻金としてお支払いします。解約払戻金の額は、保険料払込期間の月数により異なり、月数が180月未満(加入15年未満)の場合は払い込まれた保険料を下回ります。

保険料払込期間の月数(年数)	解約払戻金額
60月未満(5年未満)	払込保険料総額の 5割
60月以上120月未満(5年以上10年未満)	払込保険料総額の 7割
120月以上180月未満(10年以上15年未満)	払込保険料総額の 9割
180月以上(15年以上)	払込保険料総額の 10割

※保険料払込期間の月数は、保険料払込特別中断期間等を減じた期間とします。

[契約者貸付について]

保険契約者(分割給付金受給者は除きます。)の方に、資金をご用立てする貸付があります。詳細につきましては、「契約者貸付のごあんない」または「ご契約のしおり」等をご確認ください。

[保険期間中の保険料または保険金額の変更]

当法人は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更を行うことがあります。

[保険契約者保護機構について]

退職給付保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、当法人に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

[税務上のお取扱いについて]

退職給付金は、分割支払による受取への申込みにかかわらず、支払いを受けた年の一時所得として課税されます。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

[契約者配当について]

当法人は、この保険につき契約者配当を行いません。

個人情報の取扱いに関する事項

所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、本保険運営上必要な次に記載の個人情報について、所属会社から当法人に提供されます。

- ・保険料算定基礎となる基本給月額(契約時・毎年3月)
- ・契約時の社員コード、最新の所属情報(会社、事業所、部課等)及び氏名
- ・保険料控除不能時の事由(退職、休職、育児休業、出向等)及び該当事由の発生年月日

お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて

当法人は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、当法人の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、当法人は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止のため必要な対策を講じています。

当法人の個人情報保護方針については郵政福祉ホームページ(<https://www.yuseifukushi.or.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先 受付時間9:00~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)

各種資料のご請求や商品に関するお問い合わせについては、最寄りの地方本部までご連絡ください。

北海道地方本部
〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20
TEL. 0120-816-922 / 011-218-8070

東北地方本部
〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2
TEL. 0120-510-250 / 022-262-2166

関東地方本部
〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20
TEL. 0120-954-129 / 048-764-8002

東京地方本部
〒103-0015 東京都中央区日本橋崎崎町1-7
TEL. 0120-120-247 / 03-6365-0294

南関東地方本部
〒210-8514 川崎市川崎区駅前本町15-5
TEL. 0120-954-130 / 044-201-4500

信越地方本部
〒380-0922 長野市七瀬12-16
TEL. 0120-888-632 / 026-223-1771

北陸地方本部
〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27
TEL. 0120-626-245 / 076-262-6245

東海地方本部
〒461-0014 名古屋市中区榑木町1-21-2
TEL. 0120-517-117 / 052-971-1095

中国地方本部
〒730-0005 広島市中区西白島町17-13
TEL. 0120-544-401 / 082-221-5444

四国地方本部
〒790-0003 松山市三番町8-12-4
TEL. 0120-122-545 / 089-945-1221

九州地方本部
〒860-0808 熊本市中央区手取本町4-17
TEL. 0120-657-716 / 096-355-9301

沖縄地方本部
〒900-0032 那覇市松山1-32-7
TEL. 0120-630-802 / 098-863-0801

日本郵政グループ社員等 の皆さまへ

2025年度版

退職給付保険

ゆうイング

商品説明動画
をご覧くださいませ



日本郵政グループの17万人以上の社員さまに
ご加入いただいています。

保険料は
毎月の給与から

基本給の3%を控除

払い込みの手間がなく

無理のない保険料で

退職後の人生に

備えませんか?

1 保険料は毎月の給与から基本給の3%を控除。払い込みの手間がかかりません。
※賞与からの控除はありません。

2 「退職給付金」は加入期間を問わず、原則、払込保険料総額を下回ることはありません。
※2025年4月1日現在の基本給付率を基準としております(詳しくは裏表紙の「ご契約時にご確認いただきたいこと」をご覧ください)。

3 ご加入中は、記念品・祝品や提携サービス等さまざまな特典があります。

保険料や保障内容の詳細は中面をご覧ください

お手頃な保険料 基本給の3%で充実したご退職後の人生に備える 保険です。

基本保険料(基本給の1.5%)+特別保険料(基本給の1.5%)

1 保険金の種類

退職給付金は受け取り時に「一括受取」「分割受取」からお選びいただけます。

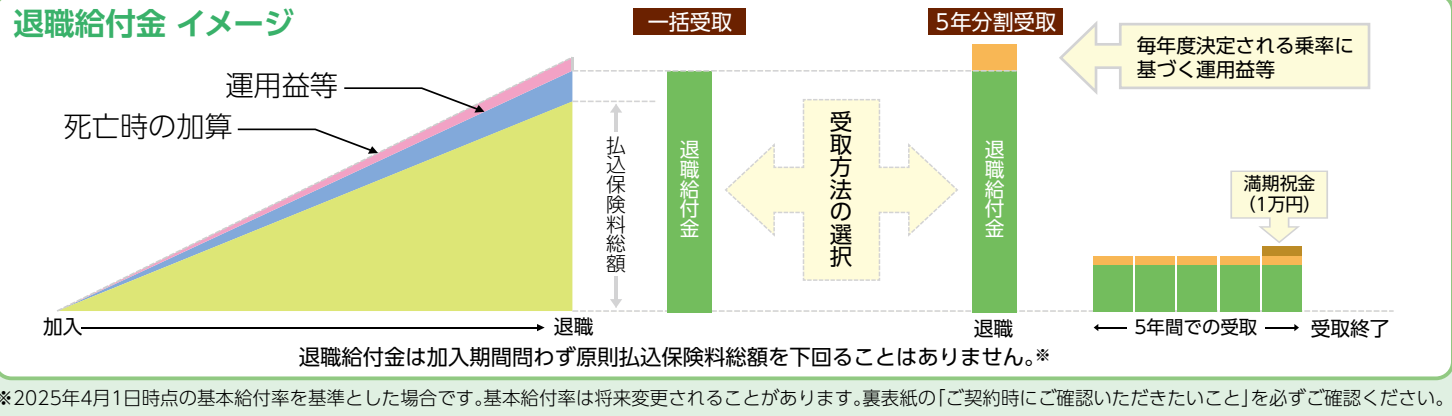
+退職給付金を分割受取にした場合

保険金の種類	保険金額
④満期祝金	1万円(分割給付金最終支払時に加算)
⑤弔慰金	5万円(分割給付金残元金に加算)

(注)「退職給付金」は、保険料及び保険料払込期間に基づき算出されます。そのため保険契約者によりお受け取り金額が異なります。なお、「保険料払込期間」は保険料払込特別中断期間等を除きます。
(注)「家族弔慰金」は、保険料払込期間中に限ります。
(注)この保険は契約者配当を行いません。
(注)正規社員としてシニアスタッフ社員にコース転換する場合は、退職給付金の支払事由に該当しません。

保険金の種類	保険金額
①退職給付金	次のア、イの合算額になります ア. 基本給付金 保険料払込期間平均俸給月額×保険料払込期間別基本給付率 イ. 特別給付金 毎年度決定する乗率に基づく、特別保険料の元利合計
②死亡給付金	退職給付金相当額+死亡時の保険料対象俸給1か月分相当額 (万単位・端数切上)
③家族弔慰金	1万円 (配偶者または満18歳未満の子供が死亡した場合)

退職給付金 イメージ



2 在職中の解約について

日本郵政グループ(郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険等)在職中に退職給付保険を解約した場合は、保険料払込期間に応じて算出した「解約払戻金」をお支払いします。

保険料払込期間	解約払戻金額
5年未満(60月未満)	5割
5年以上10年未満(60月以上120月未満)	7割
10年以上15年未満(120月以上180月未満)	9割
15年以上(180月以上)	10割

「退職」と「解約」のお支払いの違い

- ① 転職、結婚等自己都合により郵便局等を退職した場合は、加入期間に関係なく退職給付金(払込保険料総額+運用益等)をお支払いします。
- ② 郵便局等に在職のまま退職給付保険を解約した場合は、解約払戻金をお支払いします。(保険料払込期間による解約払戻金額は左表参照)

3 保険料の払い込み中断・貸付制度について

- 保険料の払い込みが一時的に負担となった場合や、急な資金が必要となった場合には、以下の制度をご利用ください。
- ◆在職中、一時的に保険料の払い込みが困難となった場合は、通算5年以内に限り保険料払込中断制度をご利用いただけます。
なお、保険料払込中断制度とは別に、休職や育児休業期間中は期間に関わらず、その間の保険料の払い込みを中断することができます。
*保険料払込中断期間中もその他のサービス等はご利用いただけます。
 - ◆急な出費や一時的に資金が必要となった場合には、契約者貸付をご利用いただけます。
 - ・普通貸付利率(1.2%/年)・特別貸付利率(2.4%/年)
 - ・普通貸付は使用用途を問いません。
 - *貸付のお申し込みには審査がございます。

4 さまざまな加入者特典

ご加入中は、記念品・祝品や提携サービスなどさまざまな特典があります。

各種記念品、祝品

契約時および保険料払込期間に応じて記念品を贈呈します。また、結婚や出産時にも祝品を贈呈します。

新規加入

ご加入15年

ご加入25年

ご結婚

ご出産

ゆうイングプレミアムサービス

映画館やスポーツジム、遊園地の割引など幅広くおトクなゆうイング加入者限定サービスです。

イオンシネマ

優待料金で利用できる提携施設

ホテルや会員制レジャー施設などの提携施設(ラフォーレ倶楽部、タングラム等)を優待料金でご利用いただけます。

ラフォーレ倶楽部

